



**東京税理士会日本橋支部会報**

**第126号**  
 平成22年 11月5日

**東京税理士会日本橋支部**  
 〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10  
 ホックク人形町ビル  
 ☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp  
 ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 中島美和  
 編集人 広報部長 高橋美津子  
 印刷 (株) 税経



カナディアンロッキーマウンテン近郊風景 (広報部)

### 税界放談

民主党が衆議院で多数を得て一年を超えたが、日本国の将来が見えてこない。その為か国民に元気がないように思える。

事業仕訳が人気を呼んだが、税金の使われ方が大きく変わったとも思えず、膨張の一途をたどる国家予算に危惧するところである。

この度の、尖閣列島の事件を見るに我が国の外交は、戦争責任を重く受け止めてか、近隣各国と二度と同じ過ちを繰り返さないとの思いか、権利を主張しないのか(出来ないのか)、国土を守ることに淡泊すぎるような気がしてならない。国を守り、国民を守る意識を時の内閣がきちつと説明すれば、国民も納得して、必要な資金となる増税に反対はしないのではないだろうか。

間もなく、来年度の予算が検討される時期がくる。消費税率の変更による増税が考えられているようであるが、まずは国会議員を元とする議員定数を3分の1位削減し行政経費を小さくするための努力をすべきである。消費税は預り金であるとの考え方からすると、現行の課税方式は正すべきところがあるのでないか、より公平な課税を目指すなら、インボイス方式も納税者番号制も考慮して良いのではないかと考える。

(T.A)



## 支部活動に参加しましょう！

支部長 中島美和

9月13日から、東京税理士会「第110回支部対抗野球大会」が開催されました。日本橋支部は初日（13日）に日野支部、葛飾支部、2日目（22日）蒲田支部、本郷支部にそれぞれ勝利し準決勝に進出しました。予定の9月27日は雨天のため10月18日に順延になり、準決勝で新宿支部に1-5で敗れ、3位決定戦で上野支部に2-3で敗れてしまいました。日本橋支部は19年前の秋二度目の優勝をして以来、今回と同様の4位が最高順位です。野球部のメンバーには、8月に合宿や4試合の練習試合をするなど頑張っていたいただきましたが、あと一歩でした。来春に向け、引き続き一丸となって優勝を目指していただきたいと思います。

10月16日（土）日本橋公会堂で「第4回日本橋支部同好会のつどい」（第25回カラオケ部発表会）が開催されました。支部の歌舞音曲部（通称カラオケ部）では、1986年以来毎年カラオケ発表会を行っておりますが、節目の年に他の同好会と連携して「同好会のつどい」を開催してまいりました。今回は25周年記念ということで、大きな開場で、生バンドをバックにして日頃の練習の成果を発表しました。毎回のことですが、今回も会員、ご家族をはじめたくさんの方々を支えられて、盛大に執り行うことができましたことを感謝いたします。

機会あるごとに申し上げていることですが、私は「研修会の充実」「厚生活動の充実」「広報活動の充実」の三本柱を念頭に支部運営を行っています。研修は研修部の役員の皆様のおかげをもちまして、他支部と比べて胸を張れるような回数、内容の研修会を開催していただいています。先の支部長会で発表されましたが、本年4月～9月の半年間で18時間以上研修会を受講された日本橋支部の会員は21.04%、全体の平均が18.79%ですから、成果は出ていると思われれます。しかし、受講時間0の会員の割合が約50%ですからまだまだ頑張る必要性を感じます。

広報活動は、この会報「にほんばし」をご覧に

なればお分かりのとおり、大変充実していると自負しております。私も経験が有りますが、広報部役員の方々の「原稿集め」「読み合わせ」「ゲラ校正」は大変な作業です。会員の皆様、広報部から原稿依頼がありましたら、喜んでご寄稿いただきますよう、よろしく願いいたします。

日本橋支部の支部規則第2条は「本支部は、東京税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うとともに親睦及び福利増進を図ることを目的とする。」と規定していますが、下線部分は東京税理士会の標準支部規則にはありません。多分このように規定しているのは日本橋支部だけだと思います。一匹狼で同業の仲間を持たない税理士が多いのではないかと思います。興味のある厚生活動に参加し、ストレスを発散し、気のあった友人が沢山作れる。こんな良いことはないと思います。支部の同好会は、冒頭に紹介した「野球部」「歌舞音曲部」のほか、「囲碁部」「テニス部」「ゴルフ部」「ボーリング部」が活動しています。（「女性部」もあります）仲間を募って他の同好会を作っただいて結構です。何かに参加しましょう。

同好会ではないのですが、毎月1回「税理士雑談室」を開催しています。こちらも友人を作るにはもってこいです。おまけに知識も広がります。一度参加してみてください。

さて、e-Tax、eLTAXの推進の件ですが、東京税理士会の事業計画の中でも、最重要課題となっています。日本橋支部におきましても、支部情報システム委員会、電子申告推進委員が中心になり、日本橋税務署とも協力してe-Tax、eLTAXの推進に向け努力しておりますので、支部会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。日税連発行の電子証明書を取得されていない会員は、まず取得してください。電子申告をされていない会員は、まずご自分の申告を。代理送信の経験のない方は、法定調書の提出・消費税の中間申告等の簡易なものから始めてください。よろしく願いいたします。



## e-Taxご利用のお願い

日本橋税務署長 あね ぎき まさ よし  
姉崎 正 栄

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特にe-Taxの利用拡大に向けて、日本橋支部におかれましては、これまで電子申告推進委員の設置や研修会の開催のほか、中島支部長と日本橋法人会西川会長の連名による書面で、支部会員及び法人会会員あてに代理送信の利用依頼をしていたりなど、多大なご支援、ご協力をいただきました。こうした皆様のご尽力のお陰で、平成21年度の全国の重点手続の利用率は45%を確保することができました。紙面をお借りしまして重ねて厚く御礼申し上げます。

しかしながら、東京局の利用率は、全国値を大きく下回っている状況にあり、また、日本橋署における利用状況をみますと、特に法人税の利用率がまだまだ低調でありまして、今後更なる利用拡大を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、今回新たな施策として、この会報に添付されております「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用のお願い」にございますように、「日本橋税務懇話会」を構成する日本橋税務署管内の関係8団体（日本橋納税貯蓄組合連合会・社団法人日本橋青色申告会・社団法人日本橋法人会・日本橋間税会・東京小売酒販組合日本橋支部・東京税理士会日本橋支部・日本橋優申会・日本橋酒類協議会）が、各団体の取り組みに加え、「日本橋税務懇話会」として、相互の連携をより一層強化して、e-Taxの普及拡大に取り組んでいただくこととなりました。署といたしましてもe-Taxの普及拡大に向けまして更なるご協力をいただけますことは、大変心強いかがり

でございます。今後、「日本橋税務懇話会」として各団体の会員に対しまして、「顧問税理士の代理送信の積極的利用と併せて、e-Taxの利用のお願い」がされる予定です。日本橋支部の皆様には、法人税等のe-Tax利用について関与先への指導とともに、代理送信を活用した法人税等の申告やダイレクト納付を活用した源泉所得税、消費税の納税など、e-Tax利用促進につきまして、より一層のご理解とお力添えを賜りますよう、特にお願い申し上げます。

署といたしましては、引き続き、幹部が皆様方及び法人に個別にお邪魔して、e-Tax利用のお願いをさせていただくとともに、利用者のニーズや皆様方のご意見等を伺いつつ、更なる利用拡大に努めてまいり所存であります。また、e-Taxに係るパソコン等の操作方法を支援するためのサポート隊を整えておりますので御用の節は、積極的にご活用ください。

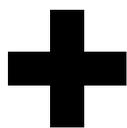
これから、法人税及び消費税の申告、また、年が明けますと法定調書の提出、所得税等の確定申告と続いてまいります。e-Taxによる代理送信を1件でも多くご利用いただきますようお願い申し上げます。

併せて、eLTAXにつきましても、利用可能となった地方公共団体も増えております。導入当初と比較しますと、利便性も相当増してきていると思います。まだ、ご利用されていない方は、是非とも、ご利用を前向きに検討いただきますようお願いいたします。

結びに当たり、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたします。

## 赤十字について

坂元 左



赤十字の標章（レッドクロス）ですが、1864年スイスのジュネーブで12か国の政府代表が集まり、「戦地軍隊における傷者及び病者の改善に関するジュネーブ条約」が結ばれ、国際赤十字が発足しました。これを記念して、スイス国旗のデザインはそのままとして、色を逆に、つまり、白色のクロス部分を赤色に、残余の赤色部分を白色にしたものです。

その後、戦時中のみならず、世界平和のため、災害救助活動、医療事業による社会福祉、難民の救済、地域社会の福祉等を事業とするようになり、2007年3月で、赤十字活動に参加している国は186か国となっています。

ところで、イスラム諸国ではクロスのデザインに極端な拒否反応をおこします。それは、11世紀にイランから興ったセルジューク・トルコ族が東カリフ圏で強大となり、シリア、パレスチナを支配したことから、キリスト教徒が聖地エルサレムの回復運動として十字軍を結成し、1096年から180年にわたり、8回も中近東方面に「十字（クロス）旗」を押し立てて攻め入りました。イスラム教徒にとっては、十字軍は侵略者であり、歴史的な恨みが残っているでしょうから、レッドクロスの標章は、イスラム教の国々では受け入れ難いものでした。

そこで、1929年ジュネーブ条約の改正の際に、トルコの要望により「赤新月」の標章の使用も認めることとされました。



このデザインは三日月の形ですが、トルコの国旗は三日月と一つ星が組み合わされたデザインで、オスマン帝国の皇帝が戦線を訪れたとき三日月と星が輝いており、そこでの戦いに勝利を得たという故事によるものです。トルコでは三日月は善と幸福をもたらすものとされています。トルコの国旗は赤地に白色の三日月となっているので、赤十字の例にならい、白色の三日月を赤色と

して「赤新月」(Red Crescent)が創成されました。



以上二つの標章を歴史的にみますと、赤十字も赤新月も、宗教色が濃いうえ、種々の標章が乱立したので、赤十字、赤新月に代わる標章を定めてはどうかということになり、2005年赤十字、赤新月加盟国の総会において、赤の菱形を象った宗教的に中立な第三の標章「レッドクリスタル」(Red Crystal)が承認されました。

わが国では、1877年(明治10年)の西南戦争に遭遇した佐賀藩出身の佐野常民がその惨状をみて、大給恒(おぎゅうわたる)とともに「博愛社」を設立し、政府軍、西郷軍の区別なく、傷病者の手当を行いました。

博愛社は1886年(明治19年)ジュネーブ条約に加入し、1887年日本赤十字社に改名、1952年(昭和27年)8月、日本赤十字社法により特別法人となりました。

日本赤十字社は、社員で構成されています。社員は年額500円以上の社費を納めると誰でもなれます。年末などに町会、自治会が助け合いとして赤十字への寄付をお願いしますが、これは強制ではありません。

日本赤十字社は、国内、国外を問わず、災害が生ずると、救援活動を行っており、また、病人に対する輸血用の献血運動を行っており、人種、国籍、階級のいかんを問わず公平に、人の生命、健康を守り、人間の尊厳を守るための活動をしています。

これらの活動の原資は多くの人々の寄付金によって賄ってあります。先生方にはお願いですが、相続税等の事案が生じた場合に、社会福祉に役立ちたいという相続人等が居れば、日本赤十字社に対する寄付金は特定寄付金として税法上特典があることなどご説明いただくと有難いと思います。

また、先生自身についても、赤十字の活動を理解され、その活動への御支援を願うものです。

日本赤十字社のパンフレット等は、支部事務局においてあります。



## 小規模宅地等の 特例の改正に思う



赤坂 光則

1 相続税制の改正は公平性を配慮して行うべきである。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、平成22年4月1日以降の相続開始分から次の4項目の内容について改正が行われた。

- (1) 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200㎡まで50%減額）を適用対象から除外する。
- (2) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。すなわち、一部取得の取り扱いが廃止された。
- (3) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。
- (4) 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることが明文化された（措令40の2⑥）。

このうち、(1)から(3)の改正について、改正による課税価格の影響について事例を掲げて検証する。

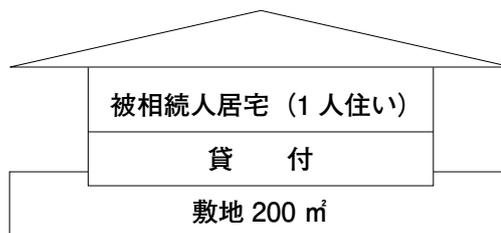
- (1) 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200㎡まで50%減額）を適用対象から除外する。

宅地等		改正前		改正	
		上限面積	減額割合	上限面積	減額割合
事業用	事業継続	400㎡	▲80%	400㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
不動産貸付	事業継続	200㎡	▲50%	200㎡	▲50%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
居住用	居住継続	240㎡	▲80%	240㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—

従来は特定要件を満たさない場合でも、最低200㎡まで50%の減額を受けることができたが今後は認められなくなった。

### <改正事例 1>

敷地 200㎡、100万円/㎡、借地権割合70%、借家権割合30%、別居の親族取得（自宅所有）200㎡



#### ◎改正前（平成22年3月31日までの相続開始）

- ・居住用敷地 100万円×100㎡=10,000万円
  - ・貸家建付地 100万円×100㎡×(1-70%×30%)=7,900万円
- 10,000万円+7,900万円=17,900万円  
17,900万円×50%=8,950万円（課税価格）

#### ◎改正後（平成22年4月1日以降の相続開始）

- ・居住用敷地 100万円×100㎡=10,000万円(A)
  - ・貸家建付地 100万円×100㎡×(1-70%×30%)=7,900万円
- 7,900万円×50%=3,950万円(B)  
10,000万円(A)+3,950万円(B)=13,950万円（課税価格）

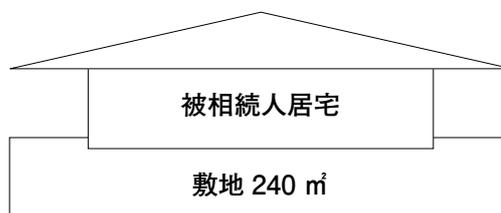
この事例による課税価格の増加額：

$$13,950万円 - 8,950万円 = 5,000万円$$

- (2) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。すなわち、一部取得の取り扱いが廃止された。

### <改正事例 2>

敷地 240㎡、100万円/㎡、配偶者取得24㎡、別居の親族取得 216㎡



◎改正前（平成22年3月31日までの相続開始）

- ・居住用敷地 100万円×240㎡=24,000万円  
24,000万円×20%=4,800万円（課税価格）

◎改正後（平成22年4月1日以降の相続開始）

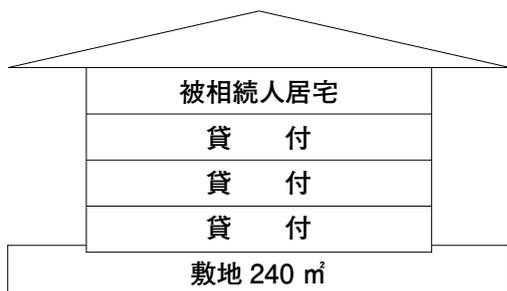
- ・配偶者取得敷地 100万円×24㎡=2,400万円  
2,400万円×20%=480万円(A)
- ・別居親族取得敷地 100万円×216㎡  
=21,600万円(B)  
480万円(A)+21,600万円(B)=22,080万円  
（課税価格）

この事例による課税価格の増加額：  
22,080万円-4,800万円=17,280万円

- (3) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。

<改正事例 3>

敷地 240㎡、100万円/㎡、借地権割合70%、  
借家権割合30%、配偶者取得 240㎡



◎改正前（平成22年3月31日までの相続開始）

- ・居住用敷地 100万円×60㎡=6,000万円
- ・貸家建付地 100万円×180㎡×  
(1-70%×30%) =14,220万円  
6,000万円+14,220万円=20,220万円  
20,220万円×20%=4,044万円（課税価格）

◎改正後（平成22年4月1日以降の相続開始）

- ・居住用敷地 100万円×60㎡=6,000万円  
6,000万円×20%=1,200万円(A)
- ・貸家建付地 100万円×180㎡  
× (1-70%×30%) =14,220万円  
適用面積：200㎡× (1-60㎡/240㎡)  
=150㎡  
14,220万円×150㎡/180㎡×50%  
=5,925万円(B)  
14,220万円×30㎡/180㎡=2,370万円(C)  
1,200万円(A)+5,925万円(B)+2,370万円(C)

=9,495万円（課税価格）

この事例による課税価格の増加額：  
9,495万円-4,044万円=5,451万円

- 以上のようにこの度の改正によって、
- (1) の継続要件の導入によって、5,000万円の課税価格の増加となり、
  - (2) の一部取得の取り扱いの廃止に伴って、17,280万円の課税価格の増加となり、
  - (3) の1棟の取り扱いの廃止に伴って、5,451万円の課税価格の増加となった。

仮に適用税率が50%であったとすれば、それぞれ、2,500万円、8,640万円、2,725万円の税額が増税となったことになる。

はたしてこうした税制改正は真に公平な改正と言えるのだろうか。

相続はある日突然に発生するものである。一度死亡すれば二度と死亡することはないのである。

平成22年3月31日に相続が開始した場合と、平成22年4月1日に相続が開始した場合とでこれだけ大きな税額の違いが出ることは全く公平と言うことはできない。

期間を対象に継続して課税される、所得税や法人税或いは贈与税及び消費税等は、税制改正によっても公平に適用される。一定時点を対象に継続して課税される、固定資産税等についても税制改正によって改正前と改正後は平等に適用されるので特定の納税者に不公平となることはない。

これに対して相続税は突然の事態の一時点で課税される税金である。

こうした相続税のような税金の改正にあたっては他の税金にない特別の配慮をすべきである。

2 生前の事業承継(生計別親族の生前事業承継)を認めるべきである。

小規模宅地等の特例規定は、被相続人とその生計一親族の事業が対象である。

したがって、次のような事例の場合は小規模宅地等の特例規定の対象にならない。

<事例>

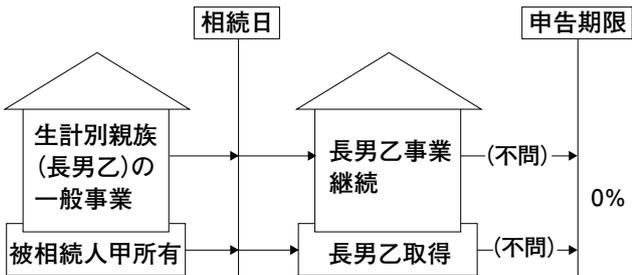
甲は30年以上にわたり印刷工場を営んできたが、70歳の喜寿を期して長男乙に譲ることにした。長男乙は自分の住居をもって父甲とは別に暮らしている。父甲は仕事から離れて安心したのか

急に弱くなり、この度急逝した。

長男乙は被相続人甲の所有した印刷工場の土地建物を相続し、引き続き印刷工場をつづけている。

というケースである。

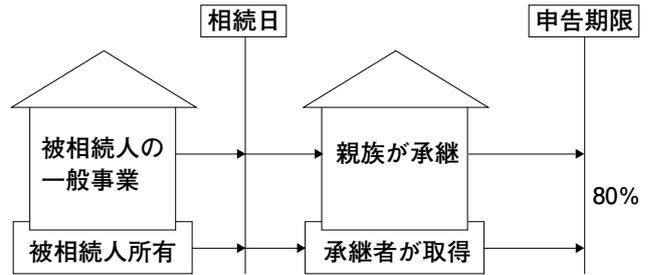
このケースでは、被相続人又は生計一親族の事業に供されていた宅地でないため、事業用の宅地に該当せず小規模宅地の特例を受けることはできない。



相続税の小規模宅地の特例は相続の開始時点において、被相続人自身の事業の用かまたは被相続人と生計を一にする親族の事業の用に供されていなければならない。

この事例では、事業者である長男乙が被相続人甲と生計を一にしていればこの特例を受けることができるし、かつ特定事業用宅地等として80%減額の対象となる。

あるいは生計は別でも甲が相続開始まで事業を続けていれば、相続により引き継ぐことで同じく特定事業用宅地等として80%の減額を受けること



ができる。

(注) 承継者が申告期限までに死亡した場合は、その相続人が事業を承継し、宅地を取得し、申告期限まで事業の継続と保有継続が必要(措通69の4-15)。

このように生計別親族の生前の事業承継にはこの小規模宅地等の特例を受けることはできない。

しかしながら核家族が通常の家族形態である現在の社会において、同居や生計一とする家族形態が大変少なくなっている。

むしろ生計が別となっている家族が一般的な家族形態である昨今において、こうした事業承継は極めて自然な傾向である。

特にこの度の税制改正は事業承継に重点をおいた趣旨からして、一方で1、で指摘したようなアグレッシブな改正をしておきながらこの事例にあるように生計別親族への事業承継を認めないのは片手落ちと言わざるを得ない。

当局の今後の改善を強く希望するものである。



### 私のあしあと

太田 啓之

気がついてみたら、税理士の登録をしてから30年が過ぎていた。現在の業務は、2分の1が経営コンサルティング、3分の1が税務関係、残りが教育

研修といった構成になっている。少し変わった？経歴なので、自己紹介を兼ねてこれまでの経緯を綴ってみたい。

大学生の時に会計士の2次試験を受かっていたので、卒業と同時に外資系の会計事務所に就職し、2年あまり監査の勉強をさせてもらった。その後、監査法人へ移り、証取監査に携わった。大手企業の関連会社も担当するようになって、会計や税務以外にもいろいろな相談を受けるようになり、企業経営自体に興味を持つようになった。クライアントがあった訳ではないが、監査法人の上司に言われて、税理士の登録をしたのがその頃である。

当時は、経営について専門的に勉強しようとしても、国内では慶応のビジネススクール以外にまだMBAの大学院はほとんどなく、日本生産性本部の

「経営コンサルタント指導者養成講座」か、中小企業大学の「中小企業診断士養成課程」くらいしかなかった。

勉強意欲に燃え、生産性本部の経営コンサルタントには、憧れもあったので、養成講座を受講しようと思った。給費生（1年間全日制の講座を卒業すると本部のコンサルタントとして勤務する代わりに授業料が無料で、さらに給料相当分を貸与してくれた）を受けたら、案外簡単に受かった。

当時の生産性本部では、先輩コンサルタントが後輩の面倒をみるという大変有難い伝統があった。私自身も数年間、師匠の先生をはじめ、先輩達から仕事に連れて行ってもらい、文字通り手取り足取りで、仕事を教え込んでもらった。講座を修了していきなり大手の一流企業から中堅のオーナー企業まで、テーマも業務改善やマーケティングなど、仕事に恵まれ、会計や税務とは関係ない分野で、貴重な修行を積ませてもらい、大変感謝している。

実は、現在のクライアントの何社かは当時の30年近いお付き合いである。

その後、師匠や先輩たちとレック・コンサルティング・グループという会社を作り、共同でコンサルティングや教育研修を行ってきたが、10年程前、メンバーの高齢化も進み、会社自体は解散した。

以来、個人で業務を続けている。この間、税務に関しては、資格があるということから、関わった企業を中心に仕事の依頼を受けるようになった。事務所の収益基盤を安定化させる意味もあって、ささやかではあるが続けている。

経営コンサルティングと言っても、具体的にはどのような仕事なのかという質問をよく受ける。

私の場合、比較的多いテーマは、中期経営計画の策定や人事制度作りなどである。

中期経営計画の策定プロジェクトを例に説明してみよう。期間は6カ月位、投入日数は10~20日程度である。

プロジェクトは、現状分析、経営戦略の構築、事業若しくは部門毎の計画作成の各ステップに分けて、会社のメンバーと一緒に作業を進める。

通常は、最初にプロジェクトメンバーを選出し、経営戦略や経営計画に関する研修を実施し、企業環境や企業能力を中心とした現状分析を一緒に行う。次に、現状分析から出てきた課題を踏まえ、会社の経営理念や経営方針の見直し、再整理を行った上

で、その企業の経営戦略、具体的には事業構成に関する「全社戦略」を考え、事業毎にどのような市場にどのような製品を売っていくのかというような「事業戦略」を立案したり、研究開発、生産、マーケティングといった「経営機能別戦略」を検討して、プロジェクトメンバーとまとめる。

これらの戦略を受けて、経営計画を具体化するが、事業別或いは部門別に「部門方針と部門政策」、実施テーマ毎の「個別計画」、売上や損益などの「数値計画」といった詳細な計画内容を随時指導しながら、会社の関係者に作成してもらう。

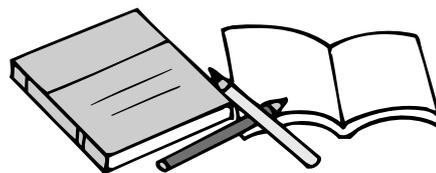
出来あがった経営計画は、年度計画にブレイクダウンして実行してもらうと共に、定期的に進捗状況をチェックしたり、毎年ローリングによる見直しを実施する。

このように基本的には、会社の人達に作業手順や必要な情報を提供し、仕事を進めるアドバイスや手助けをするのが、コンサルティングの内容である。

対象とする会社の規模は年商数十億円の同族企業から数百億円規模の上場企業まで様々で、これまで担当した業種も食品メーカー、商社、自動車部品メーカー、旅館など多岐にわたる。

私の場合、昔からのクライアントが多く、皆世代交代期を迎えており、後継者や若い幹部にとっては煙たい存在かもしれないが、お節介な性分で何かと口を挟んでしまう。

企業を取り巻く環境も厳しさを増す中、コンサルティングに必要な知識やノウハウも、過去の経験だけでは不十分で、常に勉強しなければついていけない時代である。還暦まではまだ数年あるが、時代に取り残されないようにリフレッシュに励むと共に、今の業務をもうしばらく続けていきたいと考えている。





## 日本橋支部同好会の つどいに参加して (第25回カラオケ部発表会)

佐藤 廣子

日本橋支部のみなさんこんにちは。昨年12月に日本橋支部の皆さんの、お仲間に入れていただき10ヵ月になりました。昨年までは江東西支部会員として約35年間の在籍でした。大恩ある江東支部を抜けることに躊躇もありました。

友人たちにも、そんな歳になってからの事務所移転勇気があるわねと言われましたが、これが私の生き方なのです。いろいろアラナ。

深川も下町の人情の息づく町でしたが、また更なる粋な下町人情のあふれる日本橋の雰囲気の中でこれからの私の税理士人生が始まりました。

余生はこの地で楽しく心豊かに過ごしていこうと考えております。まずは日本橋支部の会員の皆様と親交を深めてまいりたいと思います。

### “日本橋支部同好会のつどい”への参加

カラオケ大好きな私はすぐに歌舞音曲部へ入会いたしました。今年はカラオケ部、創設第25回カラオケ部発表会にあたる年ということで、10月16日に今までにない大イベントを行うということで。楽しめそうです！

部員の皆様と練習に励むこのごろです。練習には欠かさずご出席されている、とても89歳とは思えない若々しいカラオケ部部長の中島重敏先生のカラオケ部に掛ける情熱と真摯な姿にいつも感動です。

今から30年ほど前になりますが、税理士まつりに中島先生が出演され石川さゆりの“越前岬”を唄い舞台を横断し唄の節目、節目で足をぴょんとあげて歌っていた姿も懐かしく思い出されます。あれからずーっとマイクを握り続けながら、日本橋支部歌舞音曲部を盛り上げてこられた先生なのだと感服いたしました。

私も出来たら中島先生のようなお人柄と皆様に愛される人生を送りたいと思います。その中島先生を支えておられる、お孫さんの姿にも心を打たれます。

中島先生は、今回、森進一の「愛の河」をお唄いになられます。とても艶っぽい歌なのです。

特にその歌の最後のフレーズ…逢いたい、触れたい、抱かれない…の歌唱力がすごい！こぶしを握り締め体中に力をこめお唄いになるのです。

男性はどんなにお歳をとられても、このような気持ちを失うことがないのだと感心いたしました。

女性の方はどうかしら？

さて、私は発表会で何を唄おうかしら、みなさん演歌が多いようなので、あまり得意でないけれどシャンソンに挑戦してみることにしました。

曲目は金子由香利さんの“時は過ぎてゆく”です。さあ練習が大変です。同じマンションに故石井好子さん専属のピアニストの方がいらして、歌を教えることは出来ないけれど音あわせはしてあげるわよといわれ、その好意を受けることにしました。ピアノにあわせて唄うことの難しさも知りました。やるからには頑張らねば。

“人生やるっきゃない”とにかく楽しみましょう！出演される先生方とのふれあいも楽しいですね。

童心に返って練習に打ち込んでおられる姿がほほえましいのです。

私が出演するに当たって姉妹たちに一世一代になるかもしれないから目いっぱいのおしゃれをしたら、まず一番におなかの脂肪を取りなさい。エステに行くと脂肪を搾り取ってくれるような、そこまではしたくない。少しご飯を少なめにしてやる努力をしましょう。つぎは舞台衣装はと思案六法の毎日です。きれいになった写真を撮ってけば遺影にもなるかもよ、もうそんな歳なんだから、これにはびっくり！おかしくもあり、納得もしちゃった。

まずは体重を落とすことが大きな大きな課題なのです。

この原稿を皆様に読んでいただくころは既に発表会も終わり、満足、不満足どのような顔になっているのでしょうか。参加することに意義あり、幸せいっばいの顔になっているでしょう。

なにはともあれ10月16日まで練習に精一杯取り組みたいと思います。

また、そこから幸せな人生が待っているかもしれませんもの。

日本橋支部に来てよかった。

日本橋支部のみなさん今後ともご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

## 随筆

夏休み・ぐんま&  
軽井沢旅行記

塩谷 満

今年の夏は記録的な猛暑となりました。皆様は、夏休みをどう過ごされましたか？私は、家族、同僚、日本橋支部野球部の仲間と、なんと3回も群馬県に足を運びました。今回は、群馬県の魅力、親子連れで楽しい施設について報告したいと思います。

群馬県へは、東京駅より新幹線で高崎駅まで約1時間、車でも関越自動車道で練馬インターチェンジより高崎インターチェンジまで約1時間で到着します。車では、休日の1000円高速の利用により、家族連れでも東京から1550円で、非常に割安感があります。また、少し足を延ばせば避暑地の軽井沢も近く、東京からの群馬&軽井沢の夏休み旅行は、満足度が高くお勧めです。

まずご紹介するのが、親子連れで楽しい「群馬県立自然史博物館」と「ぐんま昆虫の森」です。自然史博物館は、上信越自動車道富岡インターチェンジより7キロに位置し、ここの目玉は等身大の動くティラノサウルスです。2階まで吹き抜けの展示室で動くティラノサウルスは迫力満点。子供たちも大興奮です。この博物館には、ティラノサウルスのほか、カマラサウルスの実物骨格や古代生活のジオラマが展示してあり、恐竜好きの家族は必見です。博物館の外には、スピード感のある全長約30Mの滑り台など遊具もあり、小さい子供でも十分遊べます。

昆虫の森は桐生市にあり、北関東自動車道伊勢



崎インターチェンジから14キロで到着します。昆虫の森は、昆虫観察館と観察館のまわりの雑木林で構成されています。安藤忠雄設計の観察館はドーム状の建物で、西表島の亜熱帯が再現され、珍しいチョウがたくさん飛び交っています。図書館、イベントも充実して、観察館だけでも一日楽しめます。自然がそのまま残されている45ヘクタールの森は、カブトムシ、クワガタをそのまま観察できます。虫をつかまえて持ち帰ることはできませんが、東京では見れなくなった昆虫や自然をそのまま体験することができます。

そのほか群馬県には、富岡市のサファリパークなど自然を楽しむ施設がたくさんあります。ぜひ親子で遊びに行ってください。

今年の旅行では、草津、伊香保などの温泉地には宿泊せず、高崎と軽井沢に泊まりました。高崎はビジネスホテルの激戦地で、比較的新しく、サービスの良いホテルがたくさんあります。少々狭いのが難点ですが、交通のアクセスも良いので、高崎を拠点にいろいろと行動するのが良いでしょう。また、飲食店もたくさんあるので、食事に困ることはありません。

軽井沢は、プリンスホテル、万平ホテル、星のやなど有名ホテルがあり、宿泊料金は少々高め。健保組合の契約施設や補助金サービスの利用がお勧めです。今、軽井沢の目玉は、駅前にあるアウトレットモールで、家族（女性）をここに連れて行けば、お父さんのポイントアップは間違いなしです。ただ、週末は非常に混雑するので、ご注意ください。

最後に、9月に入ってから日本橋支部野球部の合宿で、猿ヶ京温泉に行きました。こちらも天気に恵まれ、雄大な大自然の中、白球を追いかけ、夜は酒を酌み交わし、楽しい合宿となりました。ちなみに今年は猛暑の影響で、近くのダムの水位は半分以下となってしまったそうです。

群馬県は、東京からもアクセスが良く、自然がたくさんあり、リーズナブルで、混雑した都会にない良いところがたくさんあります。ぜひ、一度、訪れてみてください。

## 白川郷・奥飛騨行

内藤 譲

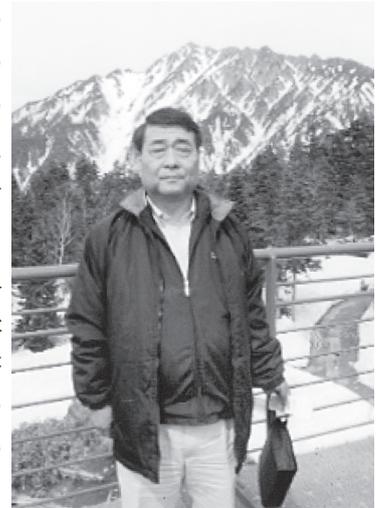
急に思いついて、平成22年5月22日と23日の1泊2日で妻と今年で13才になる愛犬を連れて白川郷と奥飛騨に行ってきた。その行程を日記風に綴ってみることとした。

急に思いついたため、事前の準備など何もなく、宿だけはネットでペット可の旅館を予約して、22日の午前4時に我が家を車で出発した。雨天決行の覚悟ではいたが、当日は好天で、一日中雨の心配はないという天気予報であった。カーナビに高速道路優先で本日の行程の設定を行ったところ、走行距離は647kmとのことであった。京葉道路花輪ICから高速に乗り、一路白川郷ICを目指した。朝も早かったことから都心部の渋滞もなく、首都高から中央道にと乗り継ぎ、7時過ぎには諏訪湖PAに到着し小休止。爽やかな初夏の風に当たって気分転換し、愛犬にもオシッコをさせてPAを出発した。中央道土岐JCTより東海環状道路に入り、美濃関JCTより東海北陸道に入り一路白川郷ICを目指した。

初めて走った東海北陸道の印象は、大都市名古屋を控えるということもあり、通行量は多く、渋滞はないものの、道路上は連続走行で車線変更も容易ではなく、東北方面の高速道とは違うなというものであった。それと、東海北陸道を走って驚いたことはトンネルの多さである。極端な言い方をすれば、美並ICを過ぎると、トンネルとトンネルの間に短い道路があるという感じで、名前は忘れたが、白川郷ICの手前のICなどトンネルとトンネルの間が300m位しかないところに設置されているというものもあり、初めての利用者なら通り過ぎてしまいそうなものもあった。

諏訪湖PAで小休止の後はノンストップで走行し、白川郷ICには午前11時頃に到着した。家を出発してから7時間、走行距離は524kmであった。白川郷は、合掌造りの建物が今でも民家として使われていることで有名で、「日本の原風景」という言葉がぴったりな郷愁に満ちた集落で、少し富山寄りにある五箇山とともに世界遺産に登録されている。この季節は、集落周辺の田は田植も終わった

ところで、その田の水面に写る合掌造の建物と周囲の山々の緑とのマッチングは何とも言えない風情を醸し出していた。ただ、最近の中国人観光客の増加を反映してか、多くの見学ポイントに中国語の禁止看板があったのが気懸りであった。



白川郷では集落内の散策、合掌造り家屋の内部の見学、地元で収穫されたそば粉で打ったそばを食して、白川郷より、より合掌造り集落の特徴を残す五箇山を訪れるべく車に戻ったところ、明日の天気は、今晚遅くから降り始める雨が続く、一日中雨との天気予報。そうすると、明日、朝一番で予定している新穂高ロープウェイでの北アルプスの眺望がガスで台無しということになりかねないことから、急拠、予定を変更して今日中に新穂高ロープウェイでの北アルプスの眺望を済ませてしまうこととし、五箇山行きはあきらめ、白川郷ICから飛騨清見ICまで高速に乗り、引き続き、中部縦貫道高山西ICを経て国道158号で新穂高ロープウェイに向った。この間の走行距離98km。

新穂高ロープウェイは、奥飛騨温泉郷の新穂高温泉の街はずれから出ており、麓の新穂高温泉駅から鍋平高原駅までの第1ロープウェイと、しらかば平駅から西穂高口駅までの第2ロープウェイとからなっており、約25分で西穂高口駅まで行くことができる。終点にある屋上展望台からの眼前に広がる北アルプスの大パノラマは思わず歓声を上げてしまうほどの絶景で、予定の練り上げは成功であった。

新穂高ロープウェイの搭乗を最後に1日目の予定を終え、宿に入った。本日の走行距離は627km。無給油でこれだけ走れるハイブリッド車のすごさを実感。宿は焼乃湯といい、丁度、上高地の反対側にあり、焼岳の眺望に優れることからこの名が付いたとのこと。湯量も豊富で風呂の数も多く、犬を連れての夫婦の旅には不足はなかった。

夜からは天気予報の通り雨で、量も半端なものではなく朝になっても全く上がる気配はなかった

ので、2日目の予定は全て白紙とし、朝食後、早々に帰路についた。昔は峠越えに苦勞した安房峠を貫通させた安房トンネルを通過して国道158号で松本に出て、長野道松本ICから高速に乗り、岡谷JCTから中央道に入り、首都高、京葉道を経て3時頃には自宅に帰り着いた。私達夫婦はそれ程ではなかったが、13才になる我が家の老犬は少々お疲れだったようで、2~3日餌の食べっぷりが悪かった。

二日間の総走行距離は965kmで、2日目朝のカーナビの家までの走行距離338kmに対して、車の残燃料での走行距離が324kmであったので、高速でのガス欠も様にならないと考え、松本で給油はしたものの、この距離を一度の給油で走破することができた。



るのも大変感謝しております。

野球は当然の事ながらグラウンドでプレーできるのは九人だけです。しかしながらこの九人を支えていただいている方々はいったい何人いるのだろうか、ふとプレー中に思う時があるくらいです。

野球を抜きにすれば、我々は一税理士として独立して業務を行っている方が多く、税理士個人の判断が顧問先の判断とされるような重要な任務を行っています。つまり、野球と違い個人プレーをしなければいけない場面に数多く直面することとなります。

そんな時に力になっていただけるのが、野球部の皆様です。自分では経験したことない業務、税務的な判断を要する場合、過去の事例を調べたいときなど、数ある場面で同業者ゆえのノウハウが生まれます。どんな些細なことでも親身になって相談にのっていただき、過去の経験談や事例を惜しげもなくアドバイスに加えて教えていただいたこともありました。野球以外の場面でもチームワークが発揮された瞬間でした。

ライバルとなるはずの同業者が助け合い、高め合う。私は深い感銘をいまだに受けつづけております。税理士として働く以上、このチームワークを大切に、決して一人でプレーをしているのではないという感謝の意を常に持って仕事に野球に取り組みたいと思います。

そしていつの日か、OBの方々をはじめ我々を支えてくれるすべての人に、仕事でも野球でも感動を与えられるプレーをしたいと思っております。

\*\*\*\*\*



**税理士会野球を  
通じて**

深谷 康祐

私は平成17年に税理士登録し、翌年から日本橋支部野球部に参加している。

一般企業から転職した私にとって税理士業界も初めて、野球好きであったものの軟式野球を実際にプレーするのは初めての経験で、戸惑うことばかりでした。

初めは習うより慣れろという感じで、どうにか諸先輩方についていき、何事も思い切りよくがむしゃらに取り組む気持ちは今でも忘れていません。

そんな税理士会野球の中で、一番感銘を受けたのは、野球部OBの方々や関係機関の方々の熱心なサポート、そして同じ税理士としてはライバルとなるはずの野球部チームメイトの方々との連携です。

支部対抗野球大会の開催は100回を超える歴史ある大会です。したがって今まで携わってきたOBの方々の思いもひとしおです。野球に参加しなくとも大会や合宿のたびに我々若手部員を応援していただけるのは嬉しい限りです。また、大会などの際には飲み物などを差し入れしていただける、保険会社やシステム会社の方々にも応援いただけ

## 各部だより

### [総務部]

#### [支部幹事会報告]

平成 22 年 7 月 15 日(木) 10 時 35 分～11 時 27 分

#### I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集の件

① 日本橋税務署との定例連絡協議会は、平成22年10月22日(金)10時30分から12時迄、今回の会場はTKP東京駅日本橋ビジネスセンターに於いて日本橋支部会員全員を対象として開催。

② 中央都税事務所との税務懇談会は、例年どおり11月に開催予定。

③ 日本橋税務署及び中央都税事務所に対する質問・要望事項について会員全員を対象に提出依頼。

①～③承認可決した。

2. 八団体合同役員会 (7/30) の件

税務協力八団体開催による意見交換会を7月30日(金)16時30分から東実健保会館で開催することを承認可決した。

3. 新入会員説明会 (10/4)、常会 (10/22)、忘年会 (12/15)、賀詞交歓会 (H23/1/13) の開催に関する件

標記の日に開催することを承認可決した。

4. 選挙管理委員補充の件

支部の選挙管理委員は現在、池田明治会員、板橋則雄会員、内田孝会員の3名であるが、内田会員が武蔵野支部へ転出することになり、1名の欠員が生じたため後任に引地栄二会員を指名したことを承認可決した。

#### II 報告事項

1. 定期総会、懇親会 (6/21) 報告の件

2. 東京税理士会定期総会 (6/17) 報告の件

3. 署との定例連絡会 (6/18) 報告の件

4. 日本橋税務懇話会 (6/17) 報告の件

5. 登録調査 (6/10) 報告の件

6. 税理士雑談室 (6/9) 報告の件

7. 中央区長から中央区個別外部監査人候補者の推薦依頼の件

### III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上 平成22年9月10日(金) 10時35分～11時52分

#### I 審議事項

1. 中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期及び提案議題等の策定の件

11月15、16、17日のいずれかで開催予定(当番支部：京橋支部)提案議題の提出依頼。開催時間は今後京橋支部(共催)と協議、出席者は支部長、副支部長、総務・研修・広報・税務支援対策各部長及び本部理事を予定していることで承認可決した。

2. 定例連絡協議会等における司会進行担当者の決定の件

平成22年10月22日の定例連絡協議会の開催方法をはじめ、常会、研修会、懇親会の担当者について承認可決した。

3. 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件

平成22年10月4日(月)午後3時より開催することに承認可決した。

4. 1ブロック支部連絡協議会開催に関する件

平成22年10月5日(火)午後2時より開催。(当番支部：麻布支部)出席者は支部長、副支部長、総務、研修、広報、厚生、組織の各部長と総務副部長が出席することを承認可決した。

5. 税を考える週間諸行事に関する件

税を考える週間の無料相談会は次のとおり承認可決した。

① 日本橋三越前      ② 日本橋プラザ

なお、相談者については、昨年度までは幹事・理事に依頼していたが、今年度からは全会員のなかから参加者を募る予定。ただし、責任者は幹事を選任することで承認可決した。

6. 支部緊急連絡網改定の件

「東京税理士会日本橋支部緊急連絡網」の改定作業中、完成次第全会員に対して配付することとし、幹事も連絡員となることを含め連絡網の改定について承認可決された。

#### II 報告事項

1. 税理士雑談室 (7/16、8/20、9/9) の件

2. 八団体合同役員会 (7/30) の件

3. 日本橋税務懇話会 (8/4) の件  
 4. 登録調査 (7/16,8/11,9/9) の件  
 5. 署との拡大定例連絡会 (9/9) の件  
 Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

### 〔研修部〕

秋は、色々な研修・学会があります。そこで支部では、雑談室に力を入れています。私としては、もっと多くの会員が雑談室を利用して頂けたらと思っています。雑談室で必ずしも解決できないかもしれませんが、他の会員の考え方や問題の捉え方に接することができます。意外と自分では当然と思っていて、実は違っていたという経験もあります。これは、私だけではないようです。また、自分では経験できないような相談事例を一緒に考えることで、貴重な疑似体験をすることもあります。時間も仕事が終わってからということで、参加しやすくなっています。一度ご利用してみてください。

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

#### 《最近実施した研修会》

日 時：平成 22 年 7 月 23 日(金) 15:00～18:00

講 師：税理士 前田 繼男氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：証券税制について (仮題)

日 時：平成 22 年 8 月 2 日(月) 15:00～18:00

講 師：税理士 宮森 俊樹氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：不況時における法人税申告への対応

日 時：平成 22 年 8 月 23 日(月) 13:00～16:00

講 師：税理士 丹菊 博仁氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

テーマ：「国際税務の入門 ～国内源泉課税と租税条約の関わりについて～」

※ 第一ブロック合同研修会 (第一回)

日 時：平成 22 年 9 月 1 日(水) 13:00～16:00

講 師：税理士 小池 正明氏

会 場：銀座ブロッサム ホール

テーマ：22年度税制改正 ※ 京橋支部主催

日 時：平成 22 年 9 月 28 日(火) 18:00～20:00

講 師：東京税理士会副会長 神津 信一氏

会 場：中野サンプラザ 13階コスモルーム

テーマ：「税理士の損害賠償責任 陥りやすいミ

ス・誰もが隣り合わせの事例」 ※ 合同研修会  
 《今後の予定》

日 時：平成 22 年 10 月 22 日(金) 14:00～16:45

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

日 時：平成 22 年 10 月 28 日(木) 16:00～19:00

講 師：税理士 苅米 裕氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：公益法人課税

日 時：平成 22 年 11 月 1 日(月) 13:00～16:00

講 師：税理士 中村 慈美氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

テーマ：資本に係る取引等に係わる税制(仮題)

※ 第一ブロック合同研修会 (第二回)

日 時：平成 22 年 11 月 8 日(月) 13:00～16:00

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

テーマ：年末調整説明会

日 時：平成 22 年 12 月 3 日(金) 16:00～19:00

講 師：税理士 山田 俊一氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：プロから寄せられた難問事例

日 時：平成 23 年 1 月 21 日(金) 16:00～19:00

講 師：国士舘大学法学部教授 酒井克彦氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：法人税法上の収益計上時期についての重要判例

#### 《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成 22 年 7 月 16 日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 22 年 8 月 20 日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 22 年 9 月 9 日(木) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 22 年 10 月 14 日(木) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 22 年 11 月 11 日(木) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

### 〔厚生部〕

暑かった夏も終わりスポーツをするのに心地よい季節になってきました。各同好会も例年以上に

活発に試合や練習を行っていて、好成績の報告が届いています。皆様に益々の応援とご協力をお願いし、更にご参加いただければと思っています。

#### 〈野球部〉

22年7月から9月までに關する野球部の活動に關してご報告致します。今年度は6月末まで5勝2敗の戦績でしたが7月以降は各関係者皆様のご協力により以下の様に更に勝ち星を重ねる事ができました。

- 7月8日 第一ブロックリーグ3戦vs麻布支部 6-4 勝○  
 7月22日 第一ブロックリーグ4戦vs京橋支部 13-5 勝○  
 8月12日 練習試合vs中野支部 8-5 勝○  
 8月21日 練習試合vs東京税理士会職員 5-2 勝○  
 試合後 部員家族・東京会職員と家族会兼懇親会を実施  
 「ロイヤルガーデンカフェ 青山店」  
 9月2日 練習試合vs日税グループ職員 8-7 勝○  
 練習試合②vs上野支部 10-5 勝○  
 9月4-5日 恒例夏合宿 清野旅館(群馬県:猿ヶ京温泉)  
 みなかみ町新治B&G海洋センター野球場  
 9月13日 本大会1回戦vs日野支部 13-0 勝○  
 本大会2回戦vs葛飾支部 10-0 勝○  
 9月22日 本大会3回戦vs蒲田支部 13-0 勝○  
 本大会4回戦vs本郷支部 9-1 勝○

10月1日現在、今期通算成績15勝2敗。開催中の第110回本大会においては久しぶりに大会最終日の準決勝戦へ進出しました。10月18日に新宿支部と決勝進出を賭けた戦いの結果、勝ち進めば麻布支部と上野支部との勝者に数十年ぶりの優勝を賭けて挑むこととなります。

今大会中4試合で僅か1失点、2失策の投手力・守備力に大きな自信と安定感をチーム全体が共有することにより、大胆かつ集中した攻撃力を発揮し1試合平均二桁以上の得点を上げることができました。その結果、各支部の先生方や関係者から非常に高い評価を頂くことができました。また本大会を勝ち抜き試合数を重ねる中で、過去敗戦した葛飾・本郷各支部に対して勝利したことは選手の技術とチームワークの向上を感じさせ、大きな自信となり、強豪支部に対しても常に精神面で対等に闘えるチームになりました。

今期のこれまでの活動を振り返ると、地味なことではありますが試合前の十分なストレッチ（最近はアイストレッチも導入）や試合中の毎イニン

グの円陣、そして試合後の先輩後輩とも遠慮のない反省会中での自由な話し合い（こちらは従来からチームカラーとして定着していました。）などが勝利数の要因ではないかと考えています。また8月には9年ぶりに行われた家族会では、部員の子供たちが会場内を駆け回りその場を盛り上げてくれたので、とても楽しい時間を共有することができました。これもチームワークの向上に繋がったのは間違いありません。

好成績の理由を技術面から振り返ると、特に恒例の夏合宿での細かなプレーの練習の成果が本体会に発揮されました。合宿中、櫻井捕手を中心とした内野守備陣の強化としてバント処理、補殺、牽制、狭殺などを本格的に練習しました。結果本大会でも2塁への補殺やダブルプレーが飛び出し大いに試合を盛り上げました。またチームが誇る赤根、吉田、深谷の外野陣も正面に飛んでくるライナー性の打球への対処などにより質の高いプレーを目指した練習を行いました。渡辺、塩谷、今井の投手陣はランナーを背負っても落ち着いた投球が出来る様に牽制球の練習に時間を費やしました。

ベテラン選手も若手もこうした守備力UPを続ける中で、「守る側として相手からされたくない事は何か」を各自が考え始め、今度は逆に試合の攻撃に活かすという好循環がチーム内に生まれています。合宿の夜食後には昼間の打撃風景をスロー再生し、各自の打撃フォームを見直しました。そうした成果が1時間半程度の短期決戦で行われる本大会にも関わらず4試で37安打と打線はこの上なく当たっています。しかし打線以上に37個という盗塁を多用したノーヒットで1点を奪うなどのゲームの上手さや、相手には余計な塁・得点を与えないという試合中の集中力に、主将として非常に頼もしさをこのチームに感じています。第一ブロックリーグでも今期は優位に試合をこなし、優勝目前までできています。なんとか本体会で優勝し、中島支部長を胴上げすべく残りの試合も油断せずに取り組みたいとチーム全員が同じ気持ちで頑張っています。

勝利を目指し活動中の野球部ですが、あくまでも厚生部の活動の一環として支部会員の交流と健康維持を目的としています。特に今年は前述の様に練習前に2組みとなりタププリと柔軟体操を行うことで年間を通じて故障者が出ないよう心がけて

います。今まで一度も野球部への活動へ参加のなかった先生方も是非柔軟体操やキャッチボールへの参加をお待ちしていますので、今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

〈囲碁部〉

7～9月は、大きな行事はなく、月例会のみでしたが、各自職務に精励されている関係で参加者が少なくなっています。ストレス解消にもなると思いますので、是非おいで下さい。

11月26日は、秋季の日本橋支部の囲碁大会です。賞品をたっぷり用意しますので、そろってご参加下さい。また、12月8日は小林七段の指導の日となっています。こちらにも、多勢の方のご参加を期待します。

〈ゴルフ部〉

1 第274回 TNG会 8月3日(火)

泉カントリー倶楽部

イースト、ウエストコース 31名参加

例年8月にはTNG会を行っていませんでしたが、秋の行事予定との関係で今回募集してみたところ、6組24名の定員を上回る申込があり、2組追加して8組31名の参加者という大きな大会となりました。35℃にもなる猛暑の中、好スコアが続出して大接戦となりました。女性会員の活躍がきわだつ大会でした。

- 優勝 鈴木 毅 会員 G85 N64
- 第2位 岩川由美子 会員 G104 N64
- 第3位 大澤 環 会員 G106 N66
- バスグロ 森 一郎 会員 イースト38ウエスト39

2 第275回 TNG会 9月2日(木)

茨城ゴルフ倶楽部 西コース 21名参加

数々のトーナメントを開催している難コースの上、9月になっても猛暑が続き、ハードなラウンドになりました。その為、経験豊富な実力者が上位に入った大会でした。

- 優勝 森 一郎 会員 G79 N71
- 第2位 横田 實 会員 G91 N72
- 第3位 廣田 勝國 会員 G88 N73
- バスグロ 森 一郎 会員 OUT40 IN39

今後の予定は10月7日相模原ゴルフクラブ、11月4日船橋カントリー倶楽部です。支部からの発送物に「TNG会のお知らせ」が入っていますので、初めての方もぜひお申込みください。

〈歌舞音曲部〉

- 1 月例 7.13 出席13名
- 8.10 " 14名
- 9.14 " 18名
- 9.22 " 7名
- 9.27 " 9名
- 10. 4 " 9名

2 カラオケ発表会(第25回)プログラム

ご挨拶

東京税理士会 日本橋支部 支部長 中島美和  
 東京税理士会 日本橋支部 厚生部長 井上眞一  
 同好会の紹介 囲碁部・ゴルフ部・テニス部・野球部  
 ゲ ス ト 宝井琴柑  
 ～ 休 憩 ～

日本橋支部 歌舞音曲部 25周年記念発表会

演奏 ザ・プラーナ

- 1. 湯ノ上光昭 熊野古道 (水森かおり)
- 2. 佐藤 宗石 みちづれ (渡 哲也)
- 3. 中武 昭夫 芽生えてそして (菅原 洋一)
- 4. 中島 美和 硝子の少年 (KinkiKids)
- 5. 板橋 則雄 おしろい花 (五木ひろし)
- 6. 若狭 茂雄 娘よ (芦屋雁之助)
- 7. 濱 洋子 小さな竹の橋 (日野てるこ)
- 8. 佐藤 廣子 時は過ぎてゆく (金子由香利)
- 9. 増田 昌弘 赤いハンカチ (石原裕次郎)
- 10. 藤山 清春 桜月夜 (北島 三郎)

～ 休 憩 ～

- 11. 新沼勝三郎 人生夢太鼓 (冠 二郎)
- 12. 大澤 昭人 夜明けの停車場 (石橋 正次)
- 13. 佐藤 嘉光 博多川 (三門 忠司)
- 14. 佐野 典子 きよしのズンドコ節 (氷川きよし)
- 15. 河原 邦文 夫婦一生 (北島 三郎)
- 16. 佐藤 欽一 雨の酒場で (ディック・ミネ)
- 17. 佐々木則司 少年時代 (井上 陽水)
- 18. 福本 佐恵 蜃気楼 (高橋真梨子)
- 19. 高橋美津子 Orion (Girl Next Door)
- 20. 福本 光男 とまどうペリカン (井上 陽水)
- 21. 中島 重敏 哀の河 (森 進一)

～ 休 憩 ～

ゲ ス ト ザ・サードワーズ

福引抽選会

お礼のことば

第4回 同好会のつどい 実行委員長 中島重敏

〈テニス部〉

8月4日(水) ホームコートである品川プリンス

ホテルの室内コートで練習を行いました。参加者は中島支部長以下2名、少し早い夏休みの為？参加者がいつもの半分！でも松岡コーチの練習メニューはいつもと同じくハードな内容です。今回はストローク中心の練習内容で安定したストロークから、確実にポイントにつながるように試合展開を運ぶ練習です。真夏のこともあり1時間で汗がびっしょりです。後半の1時間は、試合形式で練習を行い、試合展開の再確認です。練習の後のビールは、また格別！汗をかいたのと同じくらいビールをゴクゴク。これがまた、たまりません。

9月16日（木）品川プリンスホテルのコートで今回は新入会員を迎えての練習です。試合が来月の事もあり、フォーメーション中心の練習です。雁行陣からの試合展開、ロブの揚げ方、攻撃と防御の切り替え等、練習内容は多岐にわたります。練習内容全てマスター出来れば優勝！でも、なかなかうまく行かないところがテニスのおもしろいところ。練習の後は、いつもの居酒屋へ、今回は新入会員と和気藹々に楽しくお酒を飲みました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

#### 《今後の大会予定》

支部対抗戦：11月9日（火） 予備日；16日（火）

#### 〔組織部〕

7月 日本橋支部定期総会第3号議案で承認された日本橋支部互助規則の一部改正に基づき、互助規則の改正手続きを行いました。

9月 日本橋支部緊急連絡網について、入会・転入・転出・退会・支部内移転の確認を行い改訂を進めるとともに、支部会員が増加したことにより連絡員の増員を行いました。

#### 【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

#### 《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分  
平成22年実施日 会場  
7月7日（水） 法人会事務局  
7月21日（水） 〃  
8月4日（水） 〃  
9月1日（水） 〃  
9月15日（水） 〃

#### 《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成22年実施日 会場 担当税理士  
7月9日（金） 中小企業相談センター 猪股 正明  
7月30日（金） 〃 皆平 弘一  
8月20日（金） 〃 岩川由美子  
9月10日（金） 〃 佐藤 嘉光

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成22年実施日 会場 担当税理士  
9月15日（水） 中央区京橋プラザ 成松 博典  
上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願い致しました。

担当税理士

赤坂 光則 佐野 典子 林 孝子  
岩川由美子

#### 〔法対策委員会〕

東京会より 平成22年8月に諮問された項目、「税制改革の方向性」について、平成22年9月21日に、支部法対委員会を開催し、法対策委員会として意見をまとめ、平成22年9月30日に本会へ回答した。

#### 〔情報システム委員会〕

9月10日 東京税理士会館において「電子申告推進委員会議」が開催され、安田委員が出席した。

9月15日 支部事務局において、情報システム委員、電子申告推進委員により電子申告に関する会員宛てアンケートについての会議を開催した。

10月6日 東京税理士会館において「税理士情報フォーラム2010税理士事務所IT化コンテスト」が開催され、そのコンテストで安田委員が最優秀賞を獲得しました。

## 中央都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

### 太陽熱利用システムが対象設備に追加されました

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税・個人事業税を減免します。

平成22年10月1日から、再生可能エネルギー設備として、これまでも減免の対象となっている太陽光発電システムに加え、CO<sub>2</sub>削減効果の高い太陽熱利用システムが対象設備に追加されました。対象設備として指定された太陽熱利用システムについては、平成22年10月1日以後取得した場合にのみ減免対象となります。

減免を受けるためには、減免を受けようとする事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。

※個人事業税の減免申請の受付開始は、平成23年8月からです。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

申請の際には環境局ホームページで、導入推奨機器などについて最新情報をご確認ください。

#### 【お問い合わせ先】

##### ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

〈法人事業税〉

- ・主税局課税部 法人課税指導課 法人事業税係 03-5388-2963
- ・所管都税事務所の法人事業税係

〈個人事業税〉

- ・主税局課税部 課税指導課 個人事業税係 03-5388-2969

##### ●地球温暖化対策報告書・導入推奨機器に関すること

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

## 電子申告ご利用の皆様へ

地方税ポータルシステム（eLTAX）は、下記の期間サービスを停止します。

（停止期間）

**平成22年11月18日（木）～11月25日（木）**

ご不便、ご迷惑をおかけしますが、早めのご利用をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

eLTAX サポートデスク：電話 0570-081459

社団法人 地方税電子化協議会：電話 03-3507-0211

受付時間 月～金 8:30～20:00

11月26日以降は、

- ご利用時間が1時間延長されます。8:30～20:00 ➡ 8:30～21:00
  - ご利用いただける主なパソコン環境は、以下のとおりです。
    - Windows 7 / VISTA (SP2) / XP (SP3) ■ Internet Explorer 8 / 7
- ご利用可能なパソコンの環境については、サポートデスクまでお問い合わせください。

## 支部会員異動のお知らせ

平成22年7月1日～  
平成22年9月30日

### 〈入会〉

7月21日 小林 章人 〒103-0013  
日本橋人形町2-20-14  
堅田ビル3階  
栗城慎一税理士事務所  
電話 3249-1243

7月21日 佐藤 寿聡 〒103-0027  
日本橋3-9-12  
第6中央ビル5階  
露木正人税理士事務所  
電話 6214-5885

7月21日 田島 照久 〒103-0026  
日本橋兜町11-7  
ビーエム兜町ビル  
電話 6661-9398

7月21日 西谷 大輔 〒103-0027  
日本橋1-4-1  
日本橋1丁目ビルディング16階  
税理士法人平成会計社  
電話 3231-1858

8月26日 小野尾啓二 〒103-0027  
日本橋1-18-12  
電話 090-4209-4370

8月26日 榊 泰貴 〒103-0002  
日本橋馬喰町1-13-6  
電話 5623-5155

8月26日 土田 一夫 〒103-0027  
日本橋3-6-13  
アベビル5階  
電話 3527-9530

8月26日 中澤 俊輔 〒103-0022  
日本橋室町1-7-1  
スルガビル7階  
AGS税理士法人  
電話 6803-6720

8月26日 幸 かおる 〒103-0012  
日本橋堀留町1-6-13  
昭和ビル2階  
税理士法人FIS  
電話 6661-1472

9月27日 片桐 由美 〒103-0012  
日本橋堀留町1-2-16

### 〈転入〉

8月1日 岡村 宗男 麹町支部より  
〒103-0025  
日本橋茅場町3-13-3  
電話 3249-7163

8月3日 中島 輝明 麹町支部より  
〒103-0027  
日本橋2-1-10  
柳屋ビルディング株式会社社内  
電話 3272-1441

8月30日 柳生 雅信 浅草支部より  
〒103-0026  
日本橋兜町18-5  
日本橋兜町ビル4階  
税理士法人コーチ  
電話 5644-7525

9月9日 高田 雄介 武蔵野支部より  
〒103-0022  
日本橋室町3-1-8  
税理士法人協和会計事務所  
電話 3241-4978

9月9日 森 崇生 江東東支部より  
同上

9月22日 佐伯 敬 四谷支部より  
〒103-0022  
日本橋室町4-3-9  
住田直子税理士事務所  
電話 3279-2363

9月28日 須貝亜理沙 麹町支部より  
〒103-0013  
日本橋人形町2-2-3  
堀口ビル502号  
電話 3661-9831

〈法人入会〉  
7月22日 税理士法人フィールド  
〒103-0004  
東日本橋3-6-5  
平野ビル  
電話 5695-7731

瀧田ビル5階  
浜平純一税理士事務所  
電話 6410-6600

〈事務所住所変更〉

- 松下 素久 〒103-0022  
日本橋室町4-3-15
- 坂下 弘子 〒103-0014  
日本橋蛸殻町1-19-8-702号
- 温井 徳子 〒103-0028  
八重洲1-6-3  
八重洲ビル4階  
電話 6225-2665
- 市塚 秀一 〒103-0007  
日本橋浜町3-35-5  
オフィス30・802号
- 岩波 一 〒103-0001  
日本橋小伝馬町  
14-5-902号
- 浅井 光政 〒103-0013  
日本橋人形町2-16-2  
人形町ユウビル6階  
電話 5651-0770
- 神作 亨 同上  
電話 3669-3736

〈事務所名称変更〉

- 平野 嘉重 税理士法人フィールド
- 東埜 優 同上

〈転出〉

- 飯塚 隆 京橋支部へ
- 中澤 浩美 京橋支部へ
- 佐藤 貴英 板橋支部へ
- 山田 一成 浅草支部へ
- 栗原 猛 練馬西支部へ
- 飯塚 明浩 渋谷支部へ
- 園田 洋司 豊島支部へ
- 山下 剛 京橋支部へ
- 遠藤 了 本所支部へ
- 千村致也子 麹町支部へ
- 市川 聡 麻布支部へ

〈退会〉

- 上野 上 業務廃止
- 三森 武 千葉県会へ
- 石坂 好識 千葉県会へ
- 安達 巧 中国会へ
- 池田 栄一 業務廃止
- 樋口 裕一 東京地方会へ
- 土屋 俊康 業務廃止
- 石村 満彦 千葉県会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

- 村田 秀雄 昭和5年10月8日生まれ 79歳  
平成22年8月14日死亡
- 山本 廣基 昭和24年4月10日生まれ 61歳  
平成22年9月30日死亡



編 集 後 記

暑く長い夏がようやく終わり、すごしやすい季節となりましたが、野菜価額の高騰や食べものを求めて人里にやってくる熊の被害、さらに、来年春のスギ花粉は今年の5倍という予想もあり、まだまだその影響が続くようです。

先日、支部新入会員説明会があり、支部長挨拶のなかで、支部規則の目的の中に親睦および福利増進を図ることが入っているのは日本橋支部のみであることが説明されていました。今号でも厚生部による各部の活動報告を掲載していますが、この活動は支部規則の直接的な目的なのだ、と再認識しました。まだ参加されたことのない会員の方は、一度参加してみたいかがでしょうか。

今号も会員の皆様のご協力により無事に発行することができました。寄稿していただいた方々に深く感謝いたします。

- 第127号締切 ……………平成22年11月末日
- 発行予定……………平成23年1月1日
- 編集委員……………高橋美津子 高木武彦  
小畑孝雄 小出純江  
櫻井和儀 鈴木幸信  
梅田文江

東京商工会議所の

## 無担保・無保証人融資(マル経融資)のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい!～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で(保証協会の保証も不要)商工会議所の推薦に基づき融資される国日本政策金融公庫)の融資制度です。

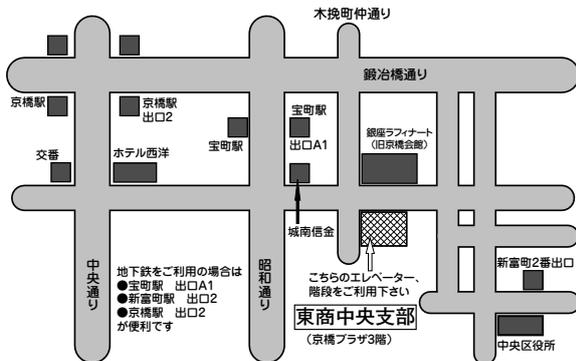
〈融資対象となる方〉

- 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方  
(パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます)
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税等)を完納している方 等

〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
  - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
  - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
  - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
  - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
  - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
  - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
  - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
  - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。  
 ※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。  
 ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



### 融資の条件

資金用途	運転資金 設備資金
融資限度	1,500万円
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
担保保証人	不要 (保証協会の保証も不要です)
利率	年1.85% (平成22年9月9日現在)

●利率は金融情勢によって変わります。  
 ●中央区より支払利子の30%を補助!  
 ●審査の結果ご希望に添えない場合がございます

※上記の融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成23年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなる見込みです。

経営に関するお悩み承ります(要予約)

弁護士による無料 法律相談  
 毎月第3火曜日 午後1時～4時(8月を除く)

税理士による無料 税務相談  
 毎月第3水曜日 午後1時～4時

【お問い合わせ・お申し込み】

## 東京商工会議所 中央支部

〒104-0061  
 中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F  
 TEL 3538-1811

強いつながりのために。  
 そして、関与先との  
 気持ちにゆとり。  
 時間にゆとり、  
 顧問料の集金



税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。  
 e-NET (オンライン型)とPOST (郵送型)の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行政社

株式会社 日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



保障の幅が広がって  
 もっと頼れる医療保険、  
**新登場!!**



もっと頼れる医療保険

**新EVER**  
 エヴァー

VIP大型総合保障制度

全税共会員の皆様は  
 「集団取扱」で  
 保険料が割安!

**1 頼れる** 病気もケガも一生涯保障します!  
 保障は途切れることなく、一生続きます。  
 1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、  
 1回の入院は、最高60日まで保障します。



**2 頼れる** 手術の範囲が広がりました!  
 健康保険が適用となる約1,000種の手術®を保障。  
 「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や  
 放射線治療を受けたときも保障します。  
 健康保険制度適用外の先進医療を受けたときには  
 一時金をお支払いします。 ※一部、支払対象外となる手術があります。



★詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580  
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF069-2009-0362 11月2日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士界ひとすじの  
 実績と信頼で、  
 不動産案件に守秘・誠実対応!



売却・購入	相続
不動産M&A	広大地評価
鑑定評価	有効利用

不動産のことなら  
 なんでも  
 ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会  
 会員・準会員の皆さまへ

全税共の所得補償保険は病気  
 やケガで働けなくなった時、収入  
 を維持していく為の保険です。入院だけでなく、医師の  
 指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。



団体所得補償保険

- 最長一年間補償
- 無事故20%返れい

団体30%  
 割引適用



団体長期障害所得補償保険  
 (生涯収入プロテクション)

- 70歳までの超長期補償
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談付帯

■税理士協同組合 組合員の先生・  
 事務所勤務の皆さま専用

集団扱  
 5%割引

自動車保険・火災保険



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」  
 「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ10-01264 (2010.5.13)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル9階



# 多彩な事業で事務所の繁栄をお手伝い ご利用ください東税協の事業

税理士ローン	事業ローン、住宅ローン、小型ローン、季節資金(中元・年末)
報酬自動支払制度	手間ヒマ省けて経費節減
税理士DC(ゴールド)カード	VISA・Master Card
税理士・MUF Gカード・ゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード	
税理士年金	<p><b>東税協 直営売店</b></p> <p><b>組合員には三つの特典</b></p> <p><b>特典1 定価の1割引販売</b> ●一部の商品を除き、組合員には定価の1割引で販売。</p> <p><b>特典2 1回のお買上げ金額5千円以上は 配送料無料</b></p> <p><b>特典3 代金後払いサービス</b> ●組合員が東税協のホームページ、FAX、電話で注文された時に「代金後払いサービス」が利用できます。</p> <p> </p> <p> <a href="http://www.tozeikyō.or.jp">http://www.tozeikyō.or.jp</a>    03(3354)6446    03(3354)6141         </p> <p>●書籍・書式、様式類など、いずれも1冊から注文OKです ●在庫のあるものは翌日配送も可能です。</p>
不動産情報サービス事業	
小規模企業共済、中小企業倒産防止共済	
中小企業退職金共済制度(中退共)	
東税協リース、オートリース	
災害補償共済事業(あんしん財団)	
ドクターオブドクターズ・クラブ	
紛失物回収サービス(マイブーメラン)	
トナーカートリッジ斡旋事業	
百貨店優待制度	
タカシマヤカード《ゴールド》	
教育情報事業、AFP資格取得研修事業	
集団扱自動車保険・火災保険	
東京税理士協同組合ファミリーガード保険	
事務用スチール製品等の斡旋	
人材派遣、人材紹介	
弔慰金制度	
東税協共栄会・業務受託事業	
全国税理士共栄会・業務受託事業	

## 東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyō.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代)

# 支部対抗野球大会 惜しくも4位に!!



トロフィーを授与される今井信吾会員



▲ 試合前の団結

# カラオケ部 25周年記念発表会



▲ 厚生部活動の紹介



部長 中島重敏挨拶



挨拶する支部長



▲ ゲストの宝井琴柑(たからいきんかん)さん